**注記（一般会計・教育庁財務諸表）**

**１．偶発債務**

（１）債務保証又は損失補償に係る債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なもの

主なもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事項 | 期間 | 支出予定額 |
| 平成23年度大阪府育英会事業損失補償【一般会計・教育庁・大阪府育英会事業】 | 令和7年度～令和10年度 | 5億15百万円の借入金の元金及び利子並びに清算金 |
| 平成22年度大阪府育英会事業損失補償【一般会計・教育庁・大阪府育英会事業】 | 令和7年度～令和9年度 | 12億24百万円の借入金の元金及び利子並びに清算金 |

**２．追加情報**

（１）固定資産の減損の状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 種類 | 件数 | 減損損失額 |
|  |  |  | 百万円 |
| 行政財産 | 土地 | 7 |  0 |  |
| 建物 | 7 | 0 |  |
| 工作物 | 7 | 0 |  |

（2）利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

主なもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事項 | 期間 | 支出予定額 |
| 大阪府育英会大学等就学支援利子補給事業費補助金【一般会計・教育庁・大阪府育英会事業】 | 令和7年度～令和23年度 | 67千円 |

（3）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

①　教育庁の概要

教育庁では、学校の教育課程・学習指導・生徒指導・進路指導に関すること、公立学校、その他の教育機関の設置・管理・廃止に関すること、教育委員会・学校その他の教育機関の職員の人事に関すること、社会教育の振興に関すること、体育・スポーツの振興に関すること、文化財の保護に関すること、私立学校に関すること、その他、大阪府内の市町村教育委員会に対し、必要な指導・助言を行っています。

②　当該事業に関し説明すべき固有の事項

○　教育振興事業

高等学校等修学奨励費貸付金は、修学資金の貸付という修学者への支援のみならず、償還免除規定を設けることにより、有資格者等、より質の高い人材の確保など修学の成果を地域に還元させることもその目的としております。よって、貸付金のうち高等学校等修学奨励費貸付金3百万円には、こうした施策的な観点から、償還を免除する見込みの金額を含みます。

○　府立高等学校教育振興事業

高等学校定時制・通信制課程修学奨励費貸付金は、高等学校定時制課程又は通信制課程に在学する者で、経済的理由により著しく修学が困難な勤労青少年に対し、修学奨励のための資金を貸与することにより、修学を促進し、教育の機会均等を保障することを目的としております。また、施策的な観点から償還免除規定を設けており、貸付金8百万円には、償還を免除する見込みの金額を含みます。

○　大学修学奨励事業

本事業は、修学資金の貸付という修学者への支援のみならず、償還免除規定を設けることにより、有資格者等、より質の高い人材の確保など修学の成果を地域に還元させることもその目的としております。よって、貸付金のうち大阪府大学修学奨学金貸付金76百万円には、こうした施策的な観点から、償還を免除する見込みの金額を含みます。